

令和 8 年 度

第 2 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 8 年 5 月 28 日（木）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和 8 年度 第 2 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 8 年 5 月 28 日 (木) 午後 3 時

会 場 頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12 名)

1 番 長瀬	2 番 小出	5 番 水澤
6 番 中川	7 番 佐藤	13 番 高波
14 番 田鹿	15 番 富永	17 番 大島
18 番 武田	19 番 山田	21 番 中嶋

(2) 農地利用最適化推進委員 (18 名)

(安塚区)	和栗	松苗	
(浦川原区)	井部		
(大島区)	武田		
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	杉田	山賀	有間
(大潟区)	田中		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	石野	金井	
(三和区)	赤井	古市	

2 欠席委員

(1) 農業委員 なし

(2) 農地利用最適化推進委員… (浦川原区) 藤村 (大島区) 小山

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	上田
牧区駐在室	主 任	橋立
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	副主幹	新保
大潟区駐在室	班 長	小林
頸城区駐在室	副主幹	金子
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

2 番 小出 5 番 水澤

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案なし

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後２時 59 分 それでは、これより令和 8 年度第 2 回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、田鹿部会長からごあいさつをお願いいたします。 (田鹿部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、田鹿部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員 12 名全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員 17 名、欠席推進員 2 名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 2 番 小出 委員、5 番 水澤 委員を指名いたします。
議 長	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 上越市農業委員会憲章の唱和を 17 番 大島 委員 をお願いいたします。 唱和省略
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《浦川原区駐在室の議案》 最初に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 2501 番から番号 2502 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。

浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は1頁、番号2501番から2502番の2件をご覧ください。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主が耕作するものです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	《大島区駐在室の議案》 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号2909番から2911番の3件を報告します。事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、2909番から2911番の3件をご覧ください。 合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</u> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2907番から2911番の5件を上程します。事務局の説明を求めます。

大島区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 2 頁、2907 番から 2911 番の 5 件をご覧ください。 いずれの案件も経営規模の拡大を予定している譲受人と賃貸借権を設定するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
武田委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
小出委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 2948 番から 2951 番の 4 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明いたします。4 頁、2948 番から 5 頁、2951 番の 4 件をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、6 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《牧区駐在室の議案》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞</u> 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、地域計画内ならびに地域計画外の番号 3317 番から番号 3319 番の 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明します。 最初に「地域計画内」ではありますが、議案書の 1 頁、3317 番から 3318 番の 2 件をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、2 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」ではありますが、3 頁、3319 番をご覧ください。議案書の対象農地につきましては、4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《柿崎区駐在室の議案》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 3715 番から 3717 番の 3 件を報告します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは 1 頁、3715 番から 3717 番の 3 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者または耕作者への売却です。なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 3707 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明いたします。 議案書は 2 頁、3707 番をご覧ください。 譲渡人は頸城区に居住しており財産処分のため、譲受人に農地を含む土地一式を売却するものです。

	申請農地については、いずれも家庭菜園として利用予定です。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
山賀委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転の番号3701番の1件、利用権設定の地域計画内ならびに地域計画外の番号3836番から3841番の6件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案書は3頁3701番をご覧ください。売買に伴う所有権移転であります。 現在、利用権により耕作している農地を、農地中間管理機構を通して所有権の移転を行うものです。 次に、議案書の4頁3836番から5頁3840番の5件をご覧ください。「地域計画内」での利用権設定であります。 相対での契約期間満了に伴い農地中間管理機構を通した契約に更新するものです。対象農地につきましては、6頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 次に7頁、3841番の1件をご覧ください。「地域計画外」での利用権設定です。

	こちらの「地域計画外」の農地につきましても、契約期間満了に伴い農地中間管理機構を通した契約に更新するものです。対象農地につきましては、8 頁の対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 いずれの案件も「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>大湊区駐在室の議案</u>》 次に大湊区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大湊区 駐在室	大湊区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。 1 頁、番号 4601 番をご覧ください。 4601 番は、大湊区湊町地内の農地で、申請人の一般住宅建築のため転用するものです。 本件の農地は、市街化区域内の第一種低層住居専用地域にあり、周辺に影響を及ぼすものではありません。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします
議 長	《頸城区駐在室の議案》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 5399 番から番号 5400 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号は「農業委員会の許可を要する農地の権利移動の申請について」です 1 頁、番号 5399 は、譲渡人の財産整理のため、所有権を移転するものです。 番号 5400 は譲渡人の労力不足により、あらたに賃貸借権を設定するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
中川委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
水澤委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

頸城区 駐在室	<u>＜議案第２号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について＞</u> 議案第２号 「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内の番号 5401 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます 議案第２号は、出し手から機構への農地中間管理権設定と、機構から受け手への賃借権設定を、一括して同一の促進計画にて行う案についての意見照会です。 なお、この意見照会は、「農地中間管理事業法」により、新潟県農林公社から「計画案の提出等の協力」と称して、上越市が促進計画案の作成・提出を求められており、案作成にあたり農業委員会に対し意見照会するものです。 計画案の内容は地域計画内での利用権設定 1 件です。3 頁、番号 5401 の所有権移転をご覧ください。 農地等の利用の最適化の推進に寄与するとともに、新潟県が計画を認可するにあたり、受人が備えるべき各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします（「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《吉川区駐在室の議案》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜議案第１号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞</u> 議案第１号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定の番号 6224 番から 6231 番の 8 件を上程します。 はじめに、1 頁、番号 6224 番から 6227 番の 4 件は、中嶋委員に関連する案件です。議事参与の制限により、中嶋委員は一時退席をお願いいたします。 （中嶋委員退席）
議 長	それでは、中嶋委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

吉川区 駐在室	中嶋委員に関連する利用権設定 4 件を説明いたします。1 頁、6224 番から 6227 番の 4 件をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、3 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、中嶋委員に関連する利用権設定 4 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (中嶋委員復席)
議 長	続きまして、中嶋委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	中嶋委員関連以外の利用権設定 4 件を説明いたします。 2 頁、6228 番から 6231 番の 4 件をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、3 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長	(賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《三和区駐在室の議案》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞</u> 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転、番号 8613 番から番号 8615 番までの 3 件、利用権設定、番号 8625 番から番号 8627 番までの 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。 はじめに、2 頁、利用権設定、番号 8625 番及び番号 8626 番の 2 件は、富永委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、富永委員は一時退席をお願いいたします。 (富永委員退席)
議 長	それでは、富永委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	富永委員に関連する利用権設定 2 件を説明いたします。2 頁、番号 8625 番及び番号 8626 番の 2 件をご覧ください。 これら案件は、農地中間管理機構を介した利用権設定です。 議案の対象農地につきましては、3 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 同法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、富永委員に関連する利用権設定 2 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (富永委員復席)
議 長 三和区 駐在室	続きまして、富永委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。 富永委員関連以外の所有権移転 3 件及び利用権設定 1 件を説明いたします。 最初に所有権移転です。議案書は 1 頁、番号 8613 番から番号 8615 番までの 3 件をご覧ください。 これらの案件は、農地中間管理機構を介した売買です。譲渡人が労力不足を理由に譲受人に対象農地を売却するものです。 次に利用権設定です。議案書は 2 頁、番号 8627 番の 1 件をご覧ください。 これらの案件は、期間満了による契約更新です。対象農地につきましては、3 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 同法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
議 長	【7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。 何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。

柿崎区 駐在室長	田鹿部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の中嶋委員からお願いいたします。 (中嶋職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【9. 閉会】 以上をもちまして、令和8年度第2回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。 午後3時50分終了